

○国土交通省告示第五十五号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十七条及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月六日

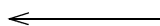
国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示

（自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正）

第一条 自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

改正後												
<p>1 はじめに (略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた<u>家用自動車</u>（<u>二輪自動車を除く。</u>）をいい、「レンタルバイク」とは、<u>同項に規定する有償貸渡しの許可を受けた家用自動車（二輪自動車に限る。）</u>をいいます。</p> <p>4 この「手引」の中で用いる自動車の区分（「家用乗用など」「家用貨物など」、「事業用など」）の意味は次のとおりです。</p>	<p>自動車登録番号標又は車両番号標 (例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">分類番号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">塗色など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	分類番号	塗色など	(略)	(略)	<p>対象となる主な自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 二輪の小型自動車</td> <td style="text-align: center;">○ 緑地に白文字、 枠は白色又は 白地に緑文字、 枠は緑地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 二輪の軽自動車</td> <td style="text-align: center;">○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字</td> </tr> </table> <p>家用乗用など</p>	(略)	(略)	○ 二輪の小型自動車	○ 緑地に白文字、 枠は白色又は 白地に緑文字、 枠は緑地	○ 二輪の軽自動車	○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字
分類番号	塗色など											
(略)	(略)											
(略)	(略)											
○ 二輪の小型自動車	○ 緑地に白文字、 枠は白色又は 白地に緑文字、 枠は緑地											
○ 二輪の軽自動車	○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字											

改正前

改正前												
<p>1 はじめに (略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた<u>家用自動車</u>をいいます。</p> <p>4 この「手引」の中で用いる自動車の区分（「家用乗用など」「家用貨物など」、「事業用など」）の意味は次のとおりです。</p>	<p>自動車登録番号標又は車両番号標 (例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">分類番号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">塗色など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	分類番号	塗色など	(略)	(略)	<p>対象となる主な自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 二輪の小型自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 二輪の軽自動車</td> <td></td> </tr> </table> <p>家用乗用など</p>	(略)	(略)	○ 二輪の小型自動車		○ 二輪の軽自動車	
分類番号	塗色など											
(略)	(略)											
(略)	(略)											
○ 二輪の小型自動車												
○ 二輪の軽自動車												

自家用貨物など	(略)	(略)	(略)
	<input type="radio"/> 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	<input type="radio"/> 0～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ	<input type="radio"/> 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であつて、平仮名文字が「わ」のもの
(略)	<input type="radio"/> 小型自動車であるレンタルバイク		<input type="radio"/> 白地に緑文字、枠は緑地であつて、平仮名文字が「ろ」、「わ」のもの
	<input type="radio"/> 軽自動車であるレンタルバイク		<input type="radio"/> 白地に緑文字であつて、平仮名文字が「わ」のもの
(略)			

3 定期点検の実施の方法  
(略)  
定期点検の実施方法  
(1) 四輪自動車など

自家用貨物など	(略)	(略)	(略)
	<input type="radio"/> 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	<input type="radio"/> 0～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ	<input type="radio"/> 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であつて、平仮名文字が「わ」のもの
(略)			
(略)			

3 定期点検の実施の方法  
(略)  
定期点検の実施方法  
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)					(略)
その他	シヤ各部の給油脂状態	3月	3月	3月	3月	○ シヤ各部分の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検します。 ○ 給油脂部のダスト・グーツの破損並びにグリース・ニツプルの脱落及び緩みを点検します。
		6月	6月	6月	6月	

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)					(略)
その他	シヤ各部の給油脂状態	3月	3月	3月	3月	○ シヤ各部分の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検します。 ○ 給油脂部のダスト・グーツの破損並びにグリース・ニツプルの脱落及び緩みを点検します。
		6月	6月	6月	6月	

	12月	12月	12月	<input type="radio"/> 自動給脂式のもの、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検します。
車載式故障診断装置の診断の結果	12月	12月	12月	<input type="radio"/> スキヤンツールを用いる場合 <input type="radio"/> スキヤンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検します。 <input type="radio"/> 識別表示を用いる場合 <input type="radio"/> イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。

				<input type="radio"/> 自動給脂式のもの、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検します。
--	--	--	--	--

(2) 二輪自動車

て、診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けにくいかを目視により点検します。(ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法	
		自家用乗用など	自家用貨物など		
か じ 取	ハンド ル	操作具合	2年	1年	(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年ごと)		点検の実施方法
か じ 取	ハンド ル	操作具合	2年	(略)

り装置 (ハンドル、フロント・フオーク)	フロント・フオーク	損傷	2年	1年	(略)
		ステアリング・システムの取付状態	2年	1年	(略)
		ステアリング・システムの軸受部のがた	1年	6月	(略)
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び	1年	6月	(略)
		ブレーキの効き具合	1年	6月	(略)
		緩み、がた及び損傷	1年	6月	(略)

り装置 (ハンドル、フロント・フオーク)	フロント・フオーク	損傷	2年	(略)
		ステアリング・システムの取付状態	2年	(略)
		ステアリング・システムの軸受部のがた	1年	(略)
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び	1年	(略)
		ブレーキの効き具合	1年	(略)
		緩み、がた及び損傷	1年	(略)

類	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	1年	6月	(略)
		機能、摩耗及び損傷	2年	1年	(略)
ワスタ・シリンドラ、ホイール・シリンドラ及びデイスク・キヤリパ	液漏れ		1年	6月	(略)
		ドラムとライニングとのすき間	1年距離	6月距離	(略)
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	シューの摺動部分及びライニングの摩耗		1年距離	6月距離	(略)
		ドラムの摩耗及び損傷	2年	1年	(略)
ブレー	ディスクと		1年	6月	(略)

類	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	1年		(略)
		機能、摩耗及び損傷	2年		(略)
ワスタ・シリンドラ、ホイール・シリンドラ及びデイスク・キヤリパ	液漏れ		1年		(略)
		ドラムとライニングとのすき間	1年距離		(略)
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	シューの摺動部分及びライニングの摩耗		1年距離		(略)
		ドラムの摩耗及び損傷	2年		(略)
ブレー	ディスクと		1年		(略)



走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年 距離	6月 距離	(略)
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年 距離	6月 距離	(略)
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	6月 距離	(略)
		リヤ・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	6月 距離	(略)
緩	サスペ	連結部のが	2年	1年	(略)

走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年 距離	(略)
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年 距離	(略)
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	(略)
		リヤ・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	(略)
緩	サスペ	連結部のが	2年	(略)

衝撃装置		動力伝達装置	
シヨック・アーム (スイング・アーム)	た及びアームの損傷		
シヨック・アーム (スイング・アーム)	油漏れ及び損傷	2年	1年
			(略)
クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	1年	6月
			(略)
	作用	2年	1年
			(略)
トランスミッション	油漏れ及び油量	1年 距離	6月 距離
			(略)
プロペラ・シフト及びドライブシャフト	継手部のがた	2年	1年
			(略)

衝撃装置		動力伝達装置	
シヨック・アーム (スイング・アーム)	た及びアームの損傷		
シヨック・アーム (スイング・アーム)	油漏れ及び損傷	2年	1年
			(略)
クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	1年	6月
			(略)
	作用	2年	1年
			(略)
トランスミッション	油漏れ及び油量	1年 距離	6月 距離
			(略)
プロペラ・シフト及びドライブシャフト	継手部のがた	2年	1年
			(略)

電気装置	点火装置 (スパーク ・プラグ) の状態	点火時期	1年	6月	(略)
		ターミナル 部の接続状 態	1年	6月	(略)
電気配 線	接続部の緩 み及び損傷		2年	1年	(略)
		本体	低速及び加 速の状態	1年	6月
原動機 (エ)	排気の状態		1年	6月	(略)
チェーン及び スプロ ケット	スプロケッ トの取付状 態及び摩耗		1年	6月	(略)
ドライブ ・ベ ルト	摩耗及び損 傷		1年 距離	6月 距離	(略)

電気装置	点火装置 (スパーク ・プラグ) の状態	点火時期	1年		(略)
		ターミナル 部の接続状 態	1年		(略)
電気配 線	接続部の緩 み及び損傷		2年		(略)
		本体	低速及び加 速の状態	1年	
原動機 (エ)	排気の状態		1年		(略)
チェーン及び スプロ ケット	スプロケッ トの取付状 態及び摩耗		1年		(略)
ドライブ ・ベ ルト	摩耗及び損 傷		1年 距離		(略)

エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	油漏れ	1年	6月	(略)
					燃料装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
						リンク機 構の状 態	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
						スロットル ・バルブ及 びチヨー ク・バルブ の作動状 態	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	冷却装 置	水漏れ	1年	6月	(略)
					ブロー バイ・ ガス選 元装置	配管の損傷	2年	1年	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	冷却装 置	水漏れ	1年	6月	(略)
						ブロー バイ・ ガス選 元装置	配管等の損 傷	2年	1年

エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	油漏れ	1年	6月	(略)
					燃料装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
						リンク機 構の状 態	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
						スロットル ・バルブ及 びチヨー ク・バルブ の作動状 態	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	冷却装 置	水漏れ	1年	6月	(略)
					ブロー バイ・ ガス選 元装置	配管の損傷	2年	1年	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	冷却装 置	水漏れ	1年	6月	(略)
					ブロー バイ・ ガス選 元装置	配管等の損 傷	2年	1年	(略)

るガス、有害なガス等の発散防止装置	止装置	チヤコール・キヤニスタの詰まり及び損傷	2年	1年	(略)
		チエツク・バルブの機能	2年	1年	(略)
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	1年	(略)
		配管の損傷及び取付状態	2年	1年	(略)
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能	2年	1年	(略)
		マフラの機能	2年	1年	(略)
		マフラの機能	2年	1年	(略)
フレーム	緩み及び損傷	1年	6月	(略)	
その他	シヤシ各部の給油脂状態	1年	6月	(略)	

るガス、有害なガス等の発散防止装置	止装置	チヤコール・キヤニスタの詰まりと損傷	2年	(略)
		チエツク・バルブの機能	2年	(略)
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	(略)
		配管の損傷及び取付状態	2年	(略)
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能	2年	(略)
		マフラの機能	2年	(略)
		マフラの機能	2年	(略)
フレーム	緩み及び損傷	1年	(略)	
その他	シヤシ各部の給油脂状態	1年	(略)	

5 その他

○点検整備記録簿  
(略)

<記載事項及び記載要領>

(1) (略)

(2) 「点検の結果」、……………①・② (略)  
「整備概要」

③ 点検整備の際に特定整備を行つた場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。

(3) ～ (6) (略)

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	(略)	(略)	(略)
交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、センサーその他のセンサーの交換	(略)
修理	点検の結果	○ 電気配線の	(略)

5 その他

○点検整備記録簿  
(略)

<記載事項及び記載要領>

(1) (略)

(2) 「点検の結果」、……………①・② (略)  
「整備概要」

③ 点検整備の際に分解を伴つた場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。

(3) ～ (6) (略)

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	(略)	(略)	(略)
交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換	(略)
修理	点検の結果	○ 電気配線の	(略)

	<p>果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)</p>	<p>損傷の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイヤのパ</li> <li>ック修理</li> <li>○ カメラ、センサーその他の</li> <li>のセンサーの</li> <li>修理</li> </ul>	
調整	<p>点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブレーキ・</li> <li>トラムとライ</li> <li>ニングとのす</li> <li>き間調整</li> <li>○ クラッチ・</li> <li>ペダルの遊び</li> <li>調整</li> </ul>	(略)
締付	<p>点検の結果、締め付けた。(緩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホイール・</li> <li>ナットの増し</li> <li>締め</li> </ul>	(略)

	<p>果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)</p>	<p>損傷の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイヤのパ</li> <li>ック修理</li> </ul>	
調整	<p>点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブレーキ・</li> <li>トラムとライ</li> <li>ニングとのす</li> <li>き間調整</li> <li>○ クラッチ・</li> <li>ペダルの遊び</li> <li>調整</li> </ul>	(略)
締付	<p>点検の結果、締め付けた。(緩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホイール・</li> <li>ナットの増し</li> <li>締め</li> </ul>	(略)

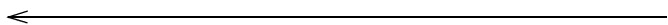
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	<p>んだ箇所を増し締めする作業を示す。)</p>	<p>○ リーフ・スプレッドのUIボルトの増し締め ○ カメラ、センサーその他の取付ボルトの増し締め</p>			(略)	<p>んだ箇所を増し締めする作業を示す。)</p>	<p>○ リーフ・スプレッドのUIボルトの増し締め</p>	



（道路運送車両法施行規則の規定に基づき国土交通大臣の定める作業機械等を定める件の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則の規定に基づき国土交通大臣の定める作業機械等を定める件（昭和五十三年運輸省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

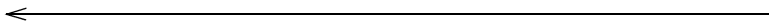


<p>一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 整備用スキャンツール</p>	<p>改正後</p>
<p>一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 (新設)</p>	<p>改正前</p>

（自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部改正）

第三条 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>第十一章 整備用スキャンツール</p> <p>(構造等)</p> <p>第六十二条 整備用スキャンツールは、車載式故障診断装置との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならぬ。</p> <p>(耐久性)</p> <p>第六十三条 整備用スキャンツールの各部分は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならぬ。</p> <p>(作動)</p> <p>第六十四条 整備用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならぬ。</p> <p>(接続部)</p> <p>第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならぬ。</p> <p>二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置(対象とする自動車に備えるものに限る。)と通信ができるものでなければならぬ。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(機能)

第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならぬ。

(新設)

一 車載式故障診断装置に記録されている故障コードの読取及び消去ができるものであること。

二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置の調整に係る機能並びにかじ取り装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）の調整に係る機能を備えているものであること。

三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。

(表示部)

第六十七条 整備用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならぬ。

(新設)

(入力部)

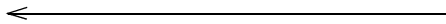
第六十八条 整備用スキャンツールの入力部は、整備に必要な情報を入力できるものでなければならない。

(新設)

（車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の一部改正）

第四条 車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（平成二十三年国土交通省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一～四 (略)

(削除)

五 (略)

(削除)

六～九 (略)

(削除)

改正前

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一～四 (略)

五 「専用外部故障診断装置」とは、外部故障診断装置のうち、自動車の製作を業とする者が、自ら製作した自動車において使用するために製作したものをいう。

六 (略)

七 「整備要領書等」とは、自動車製作者等が、その製作する自動車について、構造、装置、点検整備方式、配線図等点検及び整備に必要となる技術上の情報を示した書面（排気に係る装置に関するものに限り、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）をいう。

八～十一 (略)

(点検整備情報等の提供)

第四条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するとき、当該自動車の販売の開始の日から六月以内に、整備要領書等のほか、排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であつて次に掲げるもの（以下「点検整備情報等」という。）を自動車の整備等を行う者に提供するものとする。この場合において、インターネットを通じて整備要領書等及び点検整備情報等を提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を自動車の整備等を行う者が容易に入手することができるよう適切な措置を講じなければならない。

一 全ての故障コードに関する情報

- 
- 二 第三条第一号に掲げる自動車にあつてはJ—O B D Iの構造及び作動条件に関する情報
  - 三 第三条第二号に掲げる自動車にあつてはJ—O B D IIの構造及び作動条件に関する情報
  - 四 リプログラミングの実施に関する情報
  - 五 制御装置の調整に関する情報
  - 六 自動車の装置を強制的に作動させるための情報
  - 七 その他排気に係る装置の点検及び整備に必要な情報
  - 2 自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、イモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的な方法により停止させる装置をいう。以下同じ。）に係る情報を提供してはならない。ただし、自動車製作者等が、イモビライザに係る情報の提供を受ける自動車の整備等を行う者その他の関係者の協力を得つつ、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じたときは、この限りでない。
  - 3 自動車製作者等は、第一項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。
    - 一 第一項第四号に掲げる情報
    - 二 第一項第五号及び第六号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするものの
  - 4 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した整備要領書等及び点検整備情報等（インターネットを通じて提供したものを含む。）の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。
  - 5 自動車製作者等は、整備要領書等及び点検整備情報等の提供に当たつて、特定の者に対し、不当な差別的取扱いはしてはならない。
  - 6 自動車製作者等は、整備要領書等及び点検整備情報等を有償で提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を適正な価格で提供するものとする。
-



(外部故障診断装置開発情報の提供)

第四條 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときには、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの（以下「外部故障診断装置開発情報」という。）を外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に提供するものとする。

一 五（略）

2 (略)

3 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した情報（インターネットを通じて提供したものを含む。）の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。

4 自動車製作者等は、外部故障診断装置開発情報の提供に当たって、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

5 自動車製作者等は、外部故障診断装置開発情報を有償で提供するときには、適正な価格で提供するものとする。

(削除)

(外部故障診断装置開発情報の提供)

第五條 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときには、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの（以下「外部故障診断装置開発情報」という。）を外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に提供するものとする。

一 五（略）

2 (略)

3 前条第四項から第六項までの規定は、外部故障診断装置開発情報の提供について準用する。

(新設)

(新設)

(専用外部故障診断装置の提供)

第六條 自動車製作者等は、第三条第二号に掲げる自動車に係る次に掲げる機能（排気に係る装置に関するものに限る。）を有する専用外部故障診断装置を自動車の整備等を行う者に提供してもよいものとする。

一 リプログラミングの実施を可能とする機能

二 制御装置の調整を可能とする機能及び自動車の装置を強制的に作動させるための機能のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

2 自動車製作者等は、専用外部故障診断装置を提供するに当たっては、提供しようとする自動車の整備等を行う者について自動車の整備に関する技術的能力等を審査することができるとする。

3 自動車製作者等は、第一項に掲げる専用外部故障診断装置を提供する場合にあっては、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる情報

(国土交通大臣の確認等)

第五条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う外部故障診断装置開発情報の提供の状況について、この指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 外部故障診断装置開発情報の提供の開始の日

四 外部故障診断装置開発情報の提供の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う外部故障診断装置開発情報の提供の状況が前条の規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

4 (略)

5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

は、提供をしなくてもよいものとする。

一 前条第一項第二号に掲げる情報

二 前条第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

4 第四条第四項から第六項までの規定は、専用外部故障診断装置の提供について準用する。

(国土交通大臣の確認等)

第七条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う次に掲げる行為(以下「整備要領書等及び点検整備情報等の提供等」という。)の状況について、それぞれこの指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

一 整備要領書等及び点検整備情報等の提供

二 外部故障診断装置開発情報の提供

三 第六条第一項に掲げる専用外部故障診断装置の提供

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の開始の日

四 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

4 (略)

5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

<p>二 外部故障診断装置開発情報の提供の状況に変更があったとき。</p> <p>三 外部故障診断装置開発情報の提供をやめたとき。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。</p> <p>一 外部故障診断装置開発情報の提供の状況が前条の規定に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>二 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況に変更があったとき。</p> <p>三 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等をやめたとき。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。</p> <p>一 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p>
---	---

## 附 則

### (施行期日)

この告示は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中自動車の点検及び整備に関する手引3(2)の規定 令和二年十月一日
- 二 第一条中自動車の点検及び整備に関する手引3(1)の規定 令和三年十月一日